

◎ 意思能力に関する規定を設けた

【法令名】

民法の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 29 年 6 月 2 日 号外第 116 号 11 ページ
【法令番号】	平成 29 年 6 月 2 日 法律第 44 号
【管轄省庁】	法務省
【施行期日】	公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行 ※一部の規定を除く
【法令のあらまし】	<p>1 意思能力 意思能力に関する規定を設けることとした。(第 3 条の 2 関係)</p> <p>2 法律行為 公序良俗、意思表示、代理、無効及び取消し並びに条件に関する規定を改めることとした。 (第 90 条、第 93 条、第 95 条、第 96 条第 2 項及び第 3 項、第 97 条、第 98 条の 2、第 101 条、第 102 条、第 107 条、第 108 条、第 109 条第 2 項、第 112 条、第 117 条、第 121 条の 2、第 122 条、第 124 条第 1 項並びに第 130 条第 2 項関係)</p> <p>3 時効 消滅時効の期間並びに時効の完成猶予及び更新等に関する規定を改めることとした。 (第 145 条、第 147 条～第 152 条、第 154 条、第 161 条、第 166 条～第 168 条及び第 170 条～第 174 条関係)</p> <p>4 根抵当権 根抵当権の被担保債権に関する規定を改めることとした。(第 398 条の 2 第 3 項及び第 398 条の 3 第 2 項関係)</p> <p>5 債権の目的及び債権の効力 善管注意義務、選択債権、法定利率、債務不履行等の責任、債権者代位権及び詐害行為取消権に関する規定を改めることとした。 (第 400 条、第 404 条、第 411 条、第 412 条～第 415 条、第 416 条第 2 項、第 417 条の 2、第 418 条、第 419 条第 1 項、第 420 条第 1 項及び第 422 条の 2～第 426 条関係)</p>

6 多数当事者

連帯債務、不可分債務及び不可分債権に関する規定を改めるとともに、連帯債権に関する規定を設けることとした。

(第 428 条、第 430 条、第 432 条～第 436 条、第 439 条第 2 項、第 441 条、第 442 条第 1 項及び第 443 条～第 445 条関係)

7 保証債務

事業に係る債務についての保証契約の特則及び契約締結時の情報提供義務等に関する規定を設けるとともに、保証債務の附従性等の保証債務に関する規定を改めることとした。

(第 448 条第 2 項、第 457 条第 2 項及び第 3 項、第 458 条～第 458 条の 3、第 459 条第 1 項、第 459 条の 2、第 460 条第 3 号、第 463 条、第 465 条の 2 並びに第 465 条の 4～第 465 条の 10 関係)

8 債権譲渡及び債務引受

債権譲渡に関する規定を改めるとともに、債務引受に関する規定を設けることとした。

(第 466 条第 2 項～第 4 項、第 466 条の 2～第 466 条の 6、第 467 条第 1 項及び第 468 条～第 472 条の 4 関係)

9 債権の消滅

弁済、相殺及び更改に関する規定を改めることとした。

(第 473 条、第 474 条、第 477 条、第 478 条、第 480 条、第 482 条、第 483 条、第 484 条第 2 項、第 486 条、第 489 条、第 490 条、第 492 条、第 494 条、第 497 条、第 498 条第 1 項、第 499 条～第 501 条、第 502 条第 1 項～第 3 項、第 504 条、第 505 条第 2 項、第 509 条及び第 511 条～第 518 条関係)

10 有価証券

有価証券に関する規定を設けることとした。(第 520 条の 2～第 520 条の 20 関係)

11 契約総則

契約の成立、契約の効力及び契約の解除に関する規定を改めるとともに、契約上の地位の移転及び定型約款に関する規定を設けることとした。

(第 521 条、第 522 条、第 523 条第 1 項、第 525 条、第 526 条、第 529 条～第 530 条、第 534 条～第 536 条、第 537 条第 2 項、第 538 条第 2 項、第 539 条の 2、第 541 条～第 543 条、第 545 条第 3 項及び第 548 条～第 548 条の 4 関係)

12 典型契約

贈与、売買、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託及び組合に関する規定を改めることとした。

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>(第 549 条、第 550 条、第 551 条第 1 項、第 557 条第 1 項、第 560 条～第 567 条、第 568 条第 1 項及び第 4 項、第 571 条、第 576 条、第 579 条、第 581 条、第 587 条の 2～第 590 条、第 591 条第 2 項及び第 3 項、第 593 条、第 593 条の 2、第 597 条～第 599 条、第 600 条第 2 項、第 601 条、第 602 条、第 604 条～第 605 条の 4、第 606 条第 1 項、第 607 条の 2、第 609 条、第 611 条、第 613 条、第 616 条の 2、第 621 条～第 622 条の 2、第 624 条の 2、第 626 条、第 627 条第 2 項、第 634 条～第 640 条、第 642 条、第 644 条の 2、第 648 条第 3 項、第 648 条の 2、第 651 条第 2 項、第 657 条～第 658 条、第 660 条、第 662 条第 2 項、第 664 条の 2、第 665 条の 2、第 666 条、第 667 条の 2、第 667 条の 3、第 670 条第 1 項～第 4 項、第 670 条の 2、第 675 条、第 676 条第 2 項、第 677 条、第 677 条の 2、第 680 条の 2 並びに第 682 条関係)</p> <p>13 不法行為 不法行為の時効等に関する規定を改めることとした。(第 722 条、第 724 条及び第 724 条の 2 関係)</p> <p>14 経過措置 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。(附則第 2 条～第 37 条関係)</p>
【改正される法令】	・ 民法 (明治 29 年法律第 89 号)